



個人住民税(市民税・県民税)の税制改正と国民健康保険の制度改正

1 平成27年度から適用される個人住民税(市民税・県民税)の主な税制改正

■住宅借入金等特別税額控除に関する改正 住民税の住宅ローン控除の適用期限を、平成29年12月31日まで4年間延長しました。また、控除限度額を下の表の通り拡充します。

居住年月日	控除限度額
平成26年1月1日~3月31日	所得税の課税総所得金額等(※1)×5パーセント(最高9万7,500円)
平成26年4月1日~平成29年12月31日(※2)	所得税の課税総所得金額等(※1)×7パーセント(最高13万6,500円)

※1課税総所得・課税退職所得・課税山林所得の合計額。
 ※2住宅に適用される消費税率が8パーセントまたは10パーセントである場合のみ。それ以外の場合の控除限度額は「平成26年1月1日~3月31日」と同様。

■上場株式などに関する配当所得および譲渡所得などに対する軽減税率の廃止 上場株式などの譲渡所得などや配当所得に関する10パーセント軽減税率(所得税7パーセント・住民税3パーセント)の特例措置を平成25年12月31日をもって廃止し、平成26年1月1日以降に支払いを受けた配当に対する課税は、20パーセント(所得税15パーセント・住民税5パーセント)の税率としました。

譲渡などの配当年月日	税率
平成21年1月1日~平成25年12月31日	3パーセント(市民税1.8パーセント・県民税1.2パーセント)
平成26年1月1日以降	5パーセント(市民税3パーセント・県民税2パーセント)

☎市民税課 ☎(632)2217

2 平成27年1月から適用される国民健康保険制度の改正

高額療養費と出産育児一時金を変更しました。

■高額療養費制度 70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額を右上の表の通り変更しました。これにより、今までよりも所得要件が細分化され、加入者の所得に応じて医療費の負担軽減が行われます。

平成26年12月までに医療機関を受診した場合

所得要件 ※3	自己負担限度額 (3回目まで)	自己負担限度額 (多数回該当※4)
600万円超の住民税課税世帯	15万円+(医療費総額-50万円)×1パーセント	8万3,400円
600万円以下の住民税課税世帯	8万100円+(医療費総額-26万7,000円)×1パーセント	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

平成27年1月以降に医療機関を受診した場合

所得要件 ※3	自己負担限度額 (3回目まで)	自己負担限度額 (多数回該当※4)
901万円超の住民税課税世帯	25万2,600円+(医療費総額-84万2,000円)×1パーセント	14万100円
600万円超901万円以下の住民税課税世帯	16万7,400円+(医療費総額-55万8,000円)×1パーセント	9万3,000円
210万円超600万円以下の住民税課税世帯	8万100円+(医療費総額-26万7,000円)×1パーセント	4万4,400円
210万円以下の住民税課税世帯	5万7,600円	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

※3総所得金額から住民税の基礎控除額(33万円)を差し引いた額。
 ※4過去12カ月以内に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

■出産育児一時金 産科医療補償制度(※5)の対象とならない出産育児一時金の支給金額を、下の表の通り変更しました。なお、産科医療補償制度の対象となる出産については、支給金額に変更はありません。

区分	改正前	改正後	増減額
産科医療補償制度の対象とならない分娩	39万円	40万4,000円	プラス1万4,000円

※5分娩に関連して発症した重度脳性麻痺とその家族の経済的負担を速やかに補償するための制度。

☎保険年金課 ☎(632)2316

本文中に記載がないものは、原則として、対象となりません。費用は無料、申込不要。
 ☎地区市民センター、☎出張所、☎生涯学習センター、☎地域のコミュニティセンター、☎市民活動センター
 ☎ホームページ、☎Eメールアドレス、☎地域自治センター

◎県弁護士会による新会館披露イベント ▽日時 1月14日(水)午後1時~5時▽会場 県弁護士会館(明保野町)▽内容 開会式、涼風花さん(書道師範)による書道パフォーマンスや交流イベント、無料法律相談会、弁護士会活動の紹介、遺言・相続セミナー▽その他 詳しくは、県弁護士会☎http://www.tochiben.com/をご覧ください。☎県弁護士会☎(639)9000
 ◎ありがとうございました(敬称略) ■社会福祉基金へ ▽依田祐輔。☎保健福祉総務課☎(632)2919